

論文賞候補論文推薦のお願い

来年度は第17回の論文賞表彰を行いますので、下記の要領で授賞候補論文をご推薦頂きたく、お願いいたします。

- 推薦対象と推薦数** 学会誌第43巻 第1号（通巻227号）～ 第44巻 第4号（通巻234号）
英文論文誌（T-IEVC）第1巻 第1号～ 第3巻 第1号
（招待論文，資料論文，ショートペーパーを含む）のなかから優れたもの2編以内
- 推薦資格** 本学会正会員，学生会員および名誉会員
- 推薦方法** 下欄の推薦用紙に記入の上，郵送，FAX くださるかまたは必要事項を記載の上
Eメールでお送りください。
（FAX：03-5615-2894，Eメール：hensyu@iieej.org）
- 締切日（延期）** 2016年1月18日（月）⇒ 2月22日（月）
- 表彰規定等** 論文賞表彰規定参照（次ページ）
- その他** 推薦された論文（招待論文，資料論文，ショートペーパーを含む）を基に選定して
第45回通常総会（2016年6月）で表彰，表彰は賞牌。

-----きりとり-----

論文賞候補論文推薦用紙

		受付番号
論文・資料題名		
著者名		
掲載番号	巻 号 (通巻 号) *	巻 号 (通巻 号) *
推薦理由		
推薦者	氏名	会員番号
	住所	

*英文論文誌の場合，通巻番号のご記入は不要です。

論文賞表彰規定

第1条(目的)

論文賞は、本会定款第2章第5条による表彰で、本会発行の会誌および英文論文誌に発表された論文(招待論文、資料論文、ショートペーパーを含む、以下同じ)のうち、とくに優秀なものを2編以内を最優秀論文賞として選び、その著者に贈呈する。

第2条(対象)

表彰は隔年とし、原則として前々年および前年発行の会誌に掲載された論文を対象とする。

第3条(選定)

論文賞の選定は、別途定める「論文賞授賞候補選定手続規定」に従い、選定委員会で行われた評価結果に基づき、上位の論文2編以内を最優秀論文授賞候補論文として、理事会で決定するものとする。

ただし、第1条および本条前記の規定に拘らず、理事会が必要と認めた場合は、上記の定数を超えて選出し、決定することができる。なお、最優秀論文以外の論文の中から優秀論文を選出することができる。ただし、優秀論文の総数は第2条における全表彰対象論文数の5%を超えないものとし、最優秀論文賞が2編を超えた場合はそれに応じて減らすものとし、2編未満の場合はそれに応じて増やすことができる。

第4条(表彰)

最優秀論文賞は賞牌とし、優秀論文賞は表彰状とし、通常総会(隔年)で表彰する。著者が共著の場合には著者全員を表彰し、また同一著者に重ねて授賞しても差し支えない。なお、表彰時点においても著者のうち少なくとも1名は会員(正会員、学生会員および名誉会員)であることを条件とする。

論文賞授賞候補選定手続規定

1. 選定委員会の編成

会長は、下記の構成により委員長、幹事、委員を委嘱し、選定委員会を発足させる。

委員長	編集委員長
副委員長	副編集委員長
幹事	編集理事, 企画理事, 総務理事
委員	編集委員, 企画委員

2. 委員長は副委員長・幹事と協議し、会誌の発行状況により対象とする会誌の範囲、候補推薦および授賞候補選出の日程を決める。

3. 候補推薦用紙の配布

学会事務局は候補推薦用紙を作成し、会誌とじ込みで会員に配布する。なお、推薦資格は正会員、学生会員および名誉会員とし、推薦は2編以内、記名式とする。候補の推薦は会誌とじ込み用紙以外でも受け付ける。

4. 推薦論文一覧表の作成

幹事は候補推薦締切日以後ただちに推薦論文一覧表を作成し、委員長に報告する。選定委員会は、投稿時の査読評価結果等、選定委員会で定める基準を満たす論文を推薦論文一覧表に加えることができる。

5. 授賞候補選定手続

- 委員長は授賞候補選出のため、推薦論文一覧表を添えて選定委員会委員に締切日までの投票を依頼する。なお、投票資格は委員長・副委員長・幹事・委員とし、投票編数は2編以内、記名式とする。得票数を評価得点とする。
- 上記a.の規定に拘らず、委員長は選定委員会の承認を得て、選定委員会の構成委員の中から論文評価委員(10名以上)を選定し、締切日までに評価点の提出を委嘱し、その評価得点を選定の基準とすることができる。

6. 授賞候補選出評価結果の集計

幹事は、授賞候補選出評価提出締切日以後ただちに評価得点を集計し、順位一覧表を作成して委員長に報告する。

7. 評価上位の資格審査

委員長は副委員長・幹事を招集し、評価順位一覧表の上位論文について授賞候補としての資格審査を行う。

8. 授賞候補の選定

委員長は選定委員会を開催し、授賞候補選出評価結果および上位論文の資格審査結果を報告し、最優秀論文授賞候補2編以内を選定し、理事会に答申する。ただし、選定委員会が必要と認めた場合は、本定数を超えて候補論文を選出し、理事会に答申することができる。また、必要に応じ最優秀論文候補論文以外の論文の中から規定数以内の優秀論文候補論文を選出し、理事会に答申する。